

生徒会選挙規定

第1章 生徒会役員選挙

第1条 会長1名, 副会長1名, 書記2名, 会計2名の役員を全会員より選出する。

第2条 全会員は選挙権及び被選挙権を有する。また選挙管理委員はその役にある限り、被選挙権を有しない。

第3条 同1人は2種以上の役員に立候補することはできない。

第4条 立候補者は1名の推薦責任者を含む30名以上の推薦者を必要とし、これを選挙管理委員会に提出し、その確認を得なければならない。ただし、同1人が2名以上の立候補者の推薦責任者になることはできない。

第5条 立候補者が定員数を超えない場合、全会員により信任投票を行い有効投票数の過半数をもって信任とする。

第6条 各役員立候補者の得票数が有効投票数の過半数に満たないときは、得票数の多い者より2名を選挙管理委員会が選定し、再選挙する。ただし、書記、会計の再選挙のときは上位3名を選定する。

第7条 得票数が同数のときは決選投票を行う。

第8条 役員に欠員が生じた場合は選挙管理委員会の指示に従い、新役員を再選する。ただし任期は残りの期間とする。

第9条 当選者は選挙管理委員会の公示と、学校長の認証により確定する。

第2章 選挙管理委員会

第10条 選挙管理委員会は年度初めに設置する。

第11条 選挙管理委員会は、各HRより選出された1名の委員により構成する。選挙管理委員会の任期は当年度とする。

第12条 選挙管理委員会は互選により委員長1名, 副委員長1名を選出する。委員長は委員会を代表する。

第13条 選挙管理委員会は立候補者の推薦者になることはできない。また選挙運動を行うこともできない。

第14条 選挙管理委員が生徒会役員に立候補する場合には、委員長に申し出た後、辞任し、後任をHRより選出しなければならない。

第15条 選挙管理委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 選挙の告示。

- (2) 立候補者の受付、及び公表。
- (3) 選挙運動に関する事項。
- (4) 投票用紙の作製。
- (5) 投票及び投票所の管理。
- (6) 開票結果の公表。
- (7) 学校長への報告。
- (8) 選挙後の処置。

第3章 選挙運動

第16条 選挙運動期間は選挙管理委員会から立候補確認の通知を得た日より、投票日の前日までとする。

第17条

- (1) 選挙運動は、学校の授業、行事等のさまたげにならないように校内で行わねばならない。
- (2) 選挙運動を行うことができるのは立候補者とその推薦者とする。

第18条 選挙運動に関する物品は選挙管理委員会から指定されたものを使用する。

第19条 立候補者ポスターについては次のように定める。

- (1) 役員名, 立候補者氏名, 推薦責任者氏名を明記し、選挙管理委員会の指定した場所に掲示する。
- (2) 選挙管理委員の指定する用紙10枚以内とする。
- (3) 投票終了日までに、推薦責任者の責任において完全に除去する。

第20条 立会演説会については次のように定める。

- (1) 立会演説会は1回とし選挙管理委員会が開催する。立会演説会に放送を利用することもある。
- (2) 演説者は立候補者と推薦責任者とする。他に1名推薦者を加えてもよい。
- (3) 立会演説会の日時、演説時間は、選挙管理委員会の指示に従う。

第21条 次の事項は選挙違反とする。

- (1) 本規定に従わなかった場合。
- (2) 無許可の選挙演説をした場合。
- (3) 物品收受による選挙運動をした場合。
- (4) 他の立候補者の選挙妨害をした場合。
- (5) その他、選挙管理委員会が違反と認めた場合。

第 22 条 立候補者、及び推薦者、もしくは一般生徒が第 21 条の違反をした場合、違反者の選挙権行使停止、立候補取消、当選取消等を選挙管理委員会は決定、執行することができる。

第 23 条 その他選挙運動については選挙管理委員会の指示に従うものとする。

第 4 章 投票

第 24 条 役員選挙は無記名、単記の直接投票とする。ただし書記、会計は 2 名連記とする。

第 25 条 代理及び不在投票は認めない。

第 26 条 次のような投票は無効とする。

- (1) 白紙。
- (2) 所定の用紙を用いないもの。
- (3) 立候補者の氏名以外、及び必要以外の事項を記入したもの。
- (4) 判読不能と認めたもの。

第 27 条 投票の日時、その他の細目は選挙管理委員会の指示に従う。

第 5 章 開票

第 28 条 開票は投票後直ちに、各候補推薦責任者立会のもとに、選挙管理委員によって行う。

第 6 章 顧問

第 29 条 生徒会役員選挙は、生徒会顧問の指導のもとに行うものとする。

第 7 章 改正

第 30 条 この規定の改正は、生徒会議員の承認を得た後、学校長の承認を得て成立する。

付則

この規定は昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。